

生駒市規則第5号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則（昭和62年4月生駒市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第1号イ中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表備考第4項第1号イの規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産一時金の額については、なお従前の例による。